

特措法に基づく要請を行う施設一覧（営業時間短縮のみ抜粋）

【期間】令和3年4月12日0時～4月24日24時

【区域】京都市

カテゴリー	対 象	要請内容
飲食店、喫茶店 ※食品衛生法における飲食営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店 ※宅配・テイクアウトサービスは除く	飲食店	・ 5時から20時までの営業時間短縮 ・ 酒類の提供は11時から19時まで
	喫茶店(カラオケ喫茶含む)	
	その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設	
遊興施設のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店	キャバレー	
	ナイトクラブ	
	ダンスホール	
	スナック	
	バー	
	ダーツバー	
	パブ	
	サロン	
	ホストクラブ	
	ディスコ	
	出会い系喫茶	
	カラオケボックス	
ライブハウス		
お茶屋(お座敷)		

※ネットカフェ・漫画喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請・働きかけの対象外